

◎新潟県告示第1319号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成25年11月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 処分をした年月日 平成25年9月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
アイワ建設株式会社
岩崎 善夫
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大町1-5-25
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第43335号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年9月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社丸金
金子 一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
佐渡市羽茂村山809-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第11909号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社エーテック工業
森山 恵子
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区向陽2-8-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第44197号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成25年10月7日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社近藤組
近藤 正
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区稲荷町3535-1

4 許可番号 新潟県知事許可（般特－23）第2002号

5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社栗原住建

栗原 秀雄

3 主たる営業所の所在地

長岡市大町2-3-36

4 許可番号 新潟県知事許可（般－24）第28073号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社梨本組

梨本 修

3 主たる営業所の所在地

新潟市西蒲区漆山2937-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般特－23）第5131号

5 処分の内容 建築工事業、管工事業、造園工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、ほ装工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月15日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社万隆工業

伊藤 敏夫

3 主たる営業所の所在地

新潟市秋葉区川口578-17

4 許可番号 新潟県知事許可（般－23）第26257号

5 処分の内容 土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、管工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年10月15日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社樺沢工業所
樺沢 一雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新発田市中曾根町2-4-20
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第21621号
 - 5 処分の内容 左官工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月16日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
マルタカ建設
佐藤 貴之
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区矢代田1727-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-20)第43047号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年9月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
今井工務店
今井 虎雄
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区金巻830
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-21)第43345号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月21日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社小田工務店
小田 ハマ子
- 3 主たる営業所の所在地
佐渡市寺田309
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-22)第11998号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成25年10月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成25年10月23日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社古澤建築設計
古澤 聖之
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市清里区上田島422-2
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-22）第27236号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
北陸鑿泉株式会社
川嶋 直樹
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区長潟957
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-21）第2967号
 - 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
タカラ工業株式会社
坂脇 潤一郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区稲荷町3483
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-22）第23118号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成25年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成25年10月25日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ユースイ
山岸 勇一
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大形本町4-8-27
- 4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第38921号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年10月30日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社ハウジング長岡
田中 健

3 主たる営業所の所在地

長岡市三ッ郷屋1-4-8

4 許可番号 新潟県知事許可（般-23）第17039号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年10月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月1日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大和設備工業株式会社
五十嵐 亮造

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字藤井1286-2

4 許可番号 新潟県知事許可（般特-22）第9366号

5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し及び管工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月1日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成25年11月6日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社カセツ工業
赤川 均

3 主たる営業所の所在地

長岡市大荒戸町1315

4 許可番号 新潟県知事許可（般-24）第28089号

5 処分の内容 とび・土工・コンクリート工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成25年11月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
